

# I 令和4年分における相続税の申告事績の概要

令和4年分における被相続人数（死亡者数）は55,985人（対前年比107.7%）でした。  
 そのうち相続税の申告書の提出に係る被相続人数は4,389人（同114.1%）で、その課税価格の総額は5,013億75百万円（同117.8%）、申告税額の総額は525億73百万円（同131.6%）でした。

## ○ 相続税の申告事績

項 目		年 分 等		対前年比	
		(注1) 令和3年分	(注1) 令和4年分		
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 51,987	人 55,985	% 107.7	
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 684 3,845	人 外 782 4,389	% 外 114.3 114.1	
③	課税割合 (②/①)	% 7.4	% 7.8	ポイント 0.4	
④	相続税の納税者である相続人数	人 8,180	人 9,343	% 114.2	
⑤	(注3) 課税価格	百万円 外 38,805 425,499	百万円 外 44,442 501,375	% 外 114.5 117.8	
⑥	税額	百万円 39,938	百万円 52,573	% 131.6	
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,673 11,066	万円 外 5,683 11,423	% 外 100.2 103.2
		税額 (⑥/②)	万円 1,039	万円 1,198	% 115.3

(注) 1 令和3年分は令和4年10月31日まで、令和4年分は令和5年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

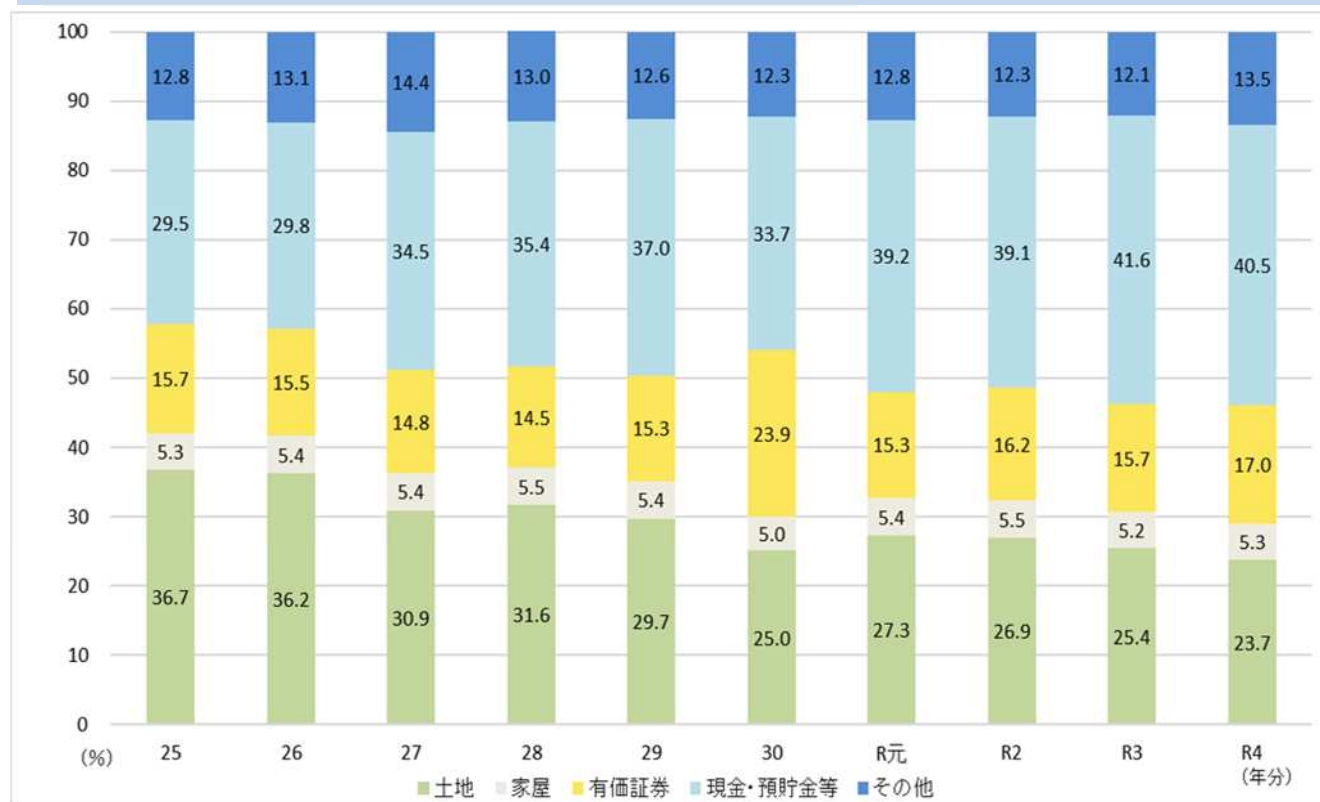
## Ⅱ 参考計表

### 1 相続財産の金額の推移

年分	項目						合計
	土地	家屋	有価証券	現金・預貯金等	その他	合計	
	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
25	1,006	145	430	807	352	2,740	
26	950	143	407	781	343	2,624	
27	1,171	206	561	1,309	546	3,793	
28	1,226	214	562	1,374	500	3,876	
29	1,127	206	579	1,404	478	3,794	
30	1,121	226	1,070	1,508	552	4,477	
R元	1,145	228	641	1,644	537	4,195	
R2	1,097	225	661	1,594	500	4,076	
R3	1,114	229	687	1,824	530	4,384	
R4	1,233	278	885	2,109	701	5,206	

(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

### 2 相続財産の金額の構成比の推移



(注) 上記の計数は、相続税額のある申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

### Ⅲ 四国各県の状況

#### 相続税の申告事績（徳島県）

項 目		年 分 等		対前年比
		(注1) 令和3年分	(注1) 令和4年分	
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 10,465	人 10,968	% 104.8
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 148 人 799	外 180 人 902	外 121.6 % 112.9
③	課税割合 (②/①)	% 7.6	% 8.2	ポイント 0.6
④	相続税の納税者である相続人数	人 1,638	人 1,851	% 113.0
⑤	(注3) 課税価格	百万円 外 8,918 93,173	百万円 外 9,915 104,458	% 外 111.2 112.1
⑥	税額	百万円 8,242	百万円 9,539	% 115.7
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 外 6,026 万円 11,661	万円 外 5,508 11,581	% 外 91.4 99.3
⑧		税額 (⑥/②) 万円 1,032	万円 1,058	% 102.5

(注) 1 令和3年分は令和4年10月31日まで、令和4年分は令和5年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## 相続税の申告事績（香川県）

年 分 等		(注1) 令和3年分	(注1) 令和4年分	対前年比
項 目				
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人 12,329	人 13,552	% 109.9
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	人 外 169 1,108	人 外 199 1,278	% 外 117.8 115.3
③	課税割合 (②/①)	% 9.0	% 9.4	ポイント 0.4
④	相続税の納税者である相続人数	人 2,363	人 2,687	% 113.7
⑤	(注3) 課税価格	百万円 外 9,749 116,091	百万円 外 11,877 137,246	% 外 121.8 118.2
⑥	税額	百万円 11,042	百万円 13,039	% 118.1
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②) 万円 外 5,769 10,478	万円 外 5,968 10,739	% 外 103.4 102.5
⑧		税額 (⑥/②) 万円 997	万円 1,020	% 102.3

(注) 1 令和3年分は令和4年10月31日まで、令和4年分は令和5年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## 相続税の申告事績（愛媛県）

項 目		年 分 等	(注1) 令和3年分	(注1) 令和4年分	対前年比	
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）	人	18,770	19,993	106.5%	
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 284 人	1,325	外 284 1,470	外 100.0 110.9%	
③	課税割合 (②/①)	%	7.1	7.4	ポイント 0.3	
④	相続税の納税者である相続人数	人	2,897	3,243	111.9%	
⑤	(注3) 課税価格	外 15,531 百万円	147,679	外 16,163 174,356	外 104.1 118.1%	
⑥	税額	百万円	14,034	21,384	152.4%	
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	外 5,469 万円	外 5,691 11,861	外 104.1 106.4%	
⑧		税額 (⑥/②)	万円	1,059	1,455	137.4%

(注) 1 令和3年分は令和4年10月31日まで、令和4年分は令和5年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

相続税の申告事績（高知県）

項 目		年 分 等	(注1) 令和3年分	(注1) 令和4年分	対前年比
①	(注2) 被相続人数（死亡者数）		人 10,423	人 11,472	% 110.1
②	相続税の申告書の提出に係る被相続人数	外 83	人 613	人 739	% 外 143.4 120.6
③	課税割合 (②/①)		% 5.9	% 6.4	ポイント 0.5
④	相続税の納税者である相続人数		人 1,282	人 1,562	% 121.8
⑤	(注3) 課税価格	外 4,606	百万円 68,555	百万円 85,315	% 外 140.8 124.4
⑥	税額		百万円 6,620	百万円 8,612	% 130.1
⑦	1 被 人 相 当 続 た り 人	(注3) 課税価格 (⑤/②)	万円 外 5,550 11,184	万円 外 5,451 11,545	% 外 98.2 103.2
⑧		税額 (⑥/②)	万円 1,080	万円 1,165	% 107.9

(注) 1 令和3年分は令和4年10月31日まで、令和4年分は令和5年10月31日までに提出された申告書（修正申告書を除く。）データに基づき作成している。

2 「被相続人数（死亡者数）」は、「人口動態統計」（厚生労働省）のデータに基づく。

3 「課税価格」は、相続財産価額に相続時精算課税適用財産価額を加え、被相続人の債務・葬式費用を控除し、さらに相続開始前3年以内の被相続人から相続人等への生前贈与財産価額を加えたものである。

4 各年分とも、本書は相続税額のある申告書に係る計数を示し、外書は相続税額のない申告書に係る計数を示す。

## IV e-Tax の利用状況等

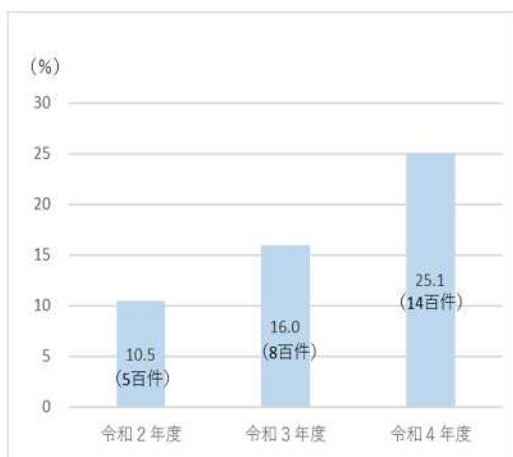
国税庁においては、あらゆる手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のデジタル化を掲げており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

相続税申告についても、令和5年度の e-Tax 利用率の目標値を40%に設定し、税理士会を通じた利用勧奨や相続税申告に関与したことがある税理士等に対する個別勧奨などを実施することにより、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

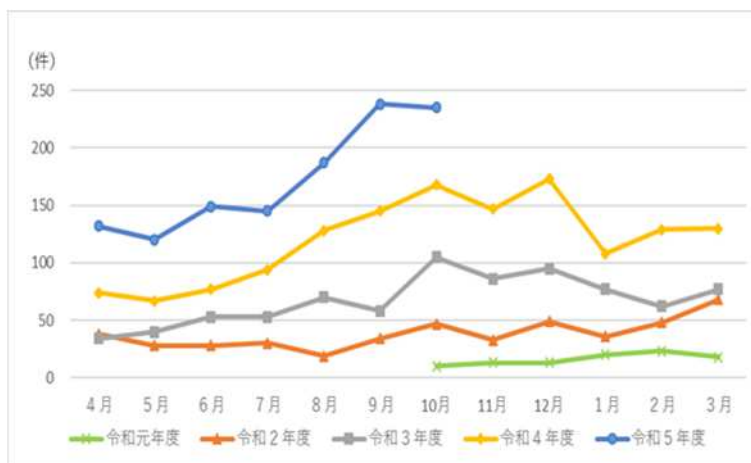
### ◆ 令和4年度の相続税申告の e-Tax 利用率は、25.1%

令和4年度における相続税の申告の e-Tax 利用件数は14百件で、前年度に比べ6百件増加となり、e-Tax 利用率は25.1%と、前年度に比べ9.1ポイント上昇となりました。

【利用率・件数（年度別）の推移】



【利用件数（月別）の推移】



### ◆ e-Tax の利用が更に便利に

相続税 e-Tax においては、税理士の皆様をはじめとした多くの方からのご意見・ご要望等を踏まえ、次のとおり利便性向上のための方策を実施しております。

また、これらの方策を掲載したリーフレット等を集約した「相続税 e-Tax 利用勧奨専用ページ」を国税庁 HP 内に開設し、周知・広報を積極的に行っています。

- **提出をお願いしている書類の見直し**（令和5年1月～）  
固定資産税評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要です。
- **イメージデータ送信容量の拡大**（令和5年5月～）  
1回当たりの送信容量を8MBから14MBに拡大しました。
- **利用者識別番号の確認の簡素化**（令和5年6月～）  
財産取得者（相続人等）の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に、利用者識別番号の有無等を電話で連絡します。
- **受信通知メッセージボックスの機能改善**（令和6年1月～【予定】）  
所得税や法人税などの他税目と同様に、「即時通知」から「受信通知」に切り替えが可能となるよう、システム改修を予定しています。